

第2回税理士セミナー

1 遺言の勧め

一般的に次のような場合には遺言を作成した方が望ましいと思います。

- ① 遺言をしようとする人が再婚で再婚相手との間に子供があり、最初の婚姻関係にあった配偶者との間に子供がある場合

初婚時の子供達との間には永年行き来がなく、再婚相手と、再婚相手の子供達に財産を残したいと考える場合には、遺言を作成する必要性が高いと考えられます。但し、初婚時の子供達には遺留分が存在するので、そこをどうするかを検討する必要があります。

- ② 夫婦の間に子供がいない場合

この場合、遺言がないと、兄弟姉妹や甥姪等に相続権が発生します。妻に遺言で全財産を相続させると、兄弟姉妹や甥姪等には遺留分がありませんので、妻に全財産を残すことができます。

- ③ 息子の妻・娘の夫に財産を贈りたい場合

息子の妻・娘の夫には相続権がありません。子供が親より先に亡くなってしまい、残された息子の妻に面倒を看てもらったような場合、あるいは、娘の夫に自分の事業の手伝いをしてもらったような場合に、息子の妻・娘の夫に遺産の中から財産をあげようとするならば、遺言書を作成する必要があります。

- ④ 内縁関係の場合

夫婦が内縁関係だと、お互いに相続権がありません。お互いのために財産を残したいときは、遺言をする必要があります。この場合も、相続人が兄弟姉妹であれば、遺留分がありませんから、内縁の妻に全財産を残すことができます。離婚していて、子供がいるような場合には、子には遺留分がありますからその点の対処を考える必要があります。

- ⑤ 相続人が全くいない場合

この場合、遺言書を作成していないと、最終的には遺産は国のものになりますから、お世話になった人や施設等に寄付したい場合には、遺言を残しておく必要があります。

遺言の作成に当たっては、法律で定められた方法に従って遺言を作成することが必要で、作成の方法は遺言の種類によって異なりますので、注意が必要です。

以下では、自筆遺言証書と公正証書遺言の作成のポイントについての説明を致します。

遺言の作成については、事前に弁護士法人ユスティティア森本綜合法律事務所にご相談された上で作成されることをお勧め致します。

1. 自筆遺言証書作成のポイント

- ①遺言の本文は全文自筆で行なう必要があります(パソコン・代筆は不可です)。
- ②用紙に制限はなく、縦書き、横書きどちらでも可です。
- ③筆記用具に制限はありませんが、あとから改ざんのできないボールペン、万年筆などを使用した方がよいと思います
- ④記載した内容を修正・変更する場合には、当該箇所に押印し、その上部に修正・変更の内容を記載し署名しなければなりません。
- ⑤遺言の作成には自筆の作成日付、氏名を記載することが必要です。
- ⑥証書には押印をすることが必要です。印鑑に制限はありませんが、意思にしたがって作成したことを明らかにするために実印を使用した方が望ましいです。

2. 公正証書遺言作成のポイント

- ①証人2名とともに公証人役場に出向くことが必要のため、証人2名の手配が必要です。
- ②内容は公証人が作成してくれるため問題はありませんが、予め必要書類を取り寄せ準備しておく必要があります。
- ③公正証書遺言においても、遺言能力は必要なので、遺言能力を欠く場合には作成できません。このため、遺言能力を担保するために医師の診断書を準備した方がよい場合があります。
- ④手続費用がかかるので、書き直す度に費用が掛かるため、簡単に書き直せない場合があります。
- ⑤遺言執行者を弁護士に指定しておく、遺言の執行が円滑に進行できます。

公正証書作成の場合にも、弁護士事務所が間に立って準備することで遺言書作成が円滑に進みますので、公証人役場だけではなく、弁護士法人ユスティティア森本綜合法律事務所へもご相談下さい。

2 相続放棄について

1 相続放棄とは

「相続放棄によって、被相続人に属していた一切の権利義務が、相続人に当然帰属する効果を拒否する行為(相続の効果を相続開始の時に遡って消滅させる意思表示)」(遠藤浩ほか編・有斐閣双書民法(9)[第3版]141頁)をいいます。

被相続人の相続財産全てを相続しないこととするもので、主に相続財産が専ら借金のみのおとき等に使われる手法です。

相続放棄は、家庭裁判所に対する放棄の申述という方法で行います(民法938条)。

管轄裁判所は、相続が開始した地、すなわち被相続人の最後の住所地の家庭裁判所です(家事手続法201条1項)。

2 相続放棄のメリット・デメリット

(1) 相続放棄のメリット

相続放棄をすると、はじめから相続人ではなかったものとみなされます(民法939条)。

その結果、被相続人の借金を代わって支払う必要はなくなります。これが相続放棄のメリットです。

(2) 相続放棄のデメリット

マイナスの財産である借金から免れることができますが、預貯金や不動産といったプラスの財産も相続することはできません。

仮に、マイナスの財産を上回るプラスの財産(不動産や株券、現金、預貯金等)が後から見つかったも、相続放棄を原則として撤回して相続することはできません(民法919条1項)。取消ができるのは、一定の場合に限られています(民法919条3項、4条、9条、12条1項6号、3項、96条1項、864条、865条)。

また、相続放棄の場合には代襲相続が認められません。代襲相続というのは、相続の開始前にすでに相続人が死亡していたり、相続欠格や廃除といった事由によって相続できない場合に、その相続人の子が代わって相続するというものです(民法887条2項参照)。

相続放棄をした場合は、最初から相続人ではなかったとみなされるのですから、その子供が代わって相続をすることもできません(昭和37年の改正により学説の対立があった点を解消したものです)。

3 相続放棄のできる期間(熟慮期間)

相続の承認・放棄は、自己のために相続があったことを知った時から3ヶ月の期間内にしなければなりません(民法915条1項)。この3ヶ月の期間を、熟慮期間といいます。この熟慮期間内に相続放棄又は限定承認の申述をしなければ、被相続人の全ての権利義務を承継することになります。

熟慮期間は、相続人の保護を図るための期間ですが、その反面、相続債権者にとっても、相続関係における権利関係をなるべく早く確定させようとする趣旨であるといわれています。すなわち、いつまでも相続をするのか放棄をするのかが決まらないと、被相続人の債権者は、一体誰に借金の支払いを請求すればよいのかがはっきりせず困ってしまいます。そのため、相続放棄をすることができる期間には制限があるのです。

なお、相続人が複数いる場合は、この期間は各相続人ごとに別々に進行します(最高裁昭和51年7月1日判決・家月29巻2号91頁)。

この「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続人が事故のために相続の開始があったこと、すなわち、相続の原因たる被相続人の死亡の事実を知り、それによって自分が相続人になったことを知ったときから起算します(民法915条1項本文)。

例えば、夫と妻が同居しており、夫に借金があることを妻が知っていた場合、夫の相続に関しての妻の熟慮期間は、その夫が死亡したことを知った時から進行します。

相続人が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から熟慮期間が進行します(民法917条)。

4 3ヶ月を経過しても相続放棄ができる場合

相続開始後3ヶ月を経過して、後で借金の存在を知ったという事例について、

最高裁判所第二小法廷昭和59年4月27日判決・民集38巻6号698頁は、次のように判示し、特別の事情という枠組みで救済することを明らかにしました。

「民法915条1項本文が相続人に対し単純承認若しくは限定承認又は放棄をするについて3か月の期間(以下「熟慮期間」という。)を許与しているのは、相続人が、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った場合には、通常、右各事実を知った時から3か月以内に、調査すること等によって、相続すべき積極及び消極の財産(以下「相続財産」という。)の有無、その状況等を認識し又は認識することができ、したがって単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されるとの考えに基づいているのであるから、熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が、右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと

信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとする事は相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識すべき時から起算すべきものと解するのが相当である。」

5 相続放棄申述期間の延長

相続人が、自己のために相続の開始があつたことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合や、相続財産の内容が複雑で債務の存在や金額を確定するために相当の時間がかかるような場合には、家庭裁判所に対して、熟慮期間延長の申立てをすることができます(民法915条1項但書、家事手続法201条1項、同法別表第1の89)。

3 遺産の範囲について

相続では、遺産の範囲が争われることがあります。

ここでは、法律上問題となる遺産の範囲についてご説明します。

1 遺産確認の訴え

裁判で、遺産であるかどうかを確認する方法です。

これについて、最高裁第一小法廷昭和61年3月13日判決・民集40巻2号389頁は、
「共同相続人間において、共同相続人の範囲及び各法定相続分の割合については実質的な争いがなく、ある財産が被相続人の遺産に属するか否かについて争いのある場合、当該財産が被相続人の遺産に属することの確認を求めて当該財産につき自己の法定相続分に応じた共有持分を有することの確認を求める訴えを提起することは、もとより許されるものであり、通常はこれによって原告の目的は達しようところであるが、・・・争いのある財産の遺産帰属性さえ確定されれば、遺産分割の手續が進められ、当該財産についても改めてその帰属が決められることになるのであるから、当該財産について各共同相続人が有する共有持分の割合を確定することは、さほど意味があるものとは考えられないところである。これに対し、遺産確認の訴えは、右のような共有持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手續において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところであるから、かかる訴えは適法というべきである。」と判示しました。

2 銀行預金と相続

(1) 判例上は分割債権化するとされています。

最高裁第一小法廷昭和29年4月8日判決・民集8巻4号819頁は、

相続人が数人ある場合において、「その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする。」と判示しています。

また、最高裁第三小法廷昭和30年5月31日判決・民集9巻6号793頁は、

「相続財産の共有(民法898条、旧法1002条)は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではないと解すべきである。」とし、「それ故に、遺産の共有及び分割に関しては、共有に関する民法256条以下の規定が第一次的に適用せられ、遺産の分割は現物分割を原則とし、分割によって著しくその価格を損する虞があるときは、その競売を命じて価格分割を行うことになるのであって、民法906条は、その

場合にとるべき方針を明らかにしたものに外ならない。」としました。

(2) 可分債権は遺産になりません

可分債権は、遺産分割を待つまでもなく、当然に相続分に応じて分割されるので、遺産分割の対象にならないとされています。

ただし、実務上は、相続人全員の合意があれば、当事者の一種の処分権の行使であるから、遺産分割の対象としてよいとされています(司法研修所編『遺産分割事件の処理をめぐる諸問題』245頁以下参照)。

(3) 銀行実務の取扱

銀行実務は、最高裁判所の判例が存在するにもかかわらず、超過払いを防止するため、遺産分割協議書又は共同相続人全員の同意書及び印鑑証明書の提出がなければ、銀行預金債権の払戻には応じていないようです。

3 定額郵便貯金と相続

(1) 定額郵便貯金の分割禁止

郵便貯金法は、定額郵便貯金について、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め(郵便貯金法7条1項3号)、その据置期間及び預入期間は政令で定め、預入額は公社が定めるとされています(同条2項、郵便貯金規則83条の11)。

同法の趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあります。

(2) 最高裁第二小法廷平成22年10月8日判決・民集64巻7号1719頁は、次のように判断しました。

「定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。」

定額郵便貯金は遺産分割の対象となるということです。一般の銀行預金とは扱いを異にすることになります。

4 現金について

最高裁第二小法廷平成4年4月10日判決・家月44巻8号16頁は、

「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である。」としました。

5 株式について

最高裁第三小法廷平成2年12月4日判決・民集44巻9号1165頁は、

株式については、不可分であり、遺産分割されるまでは共同相続人が株式を準共有する状態であることを明らかにしています。

この判例自体は、株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法203条2項にいう「株主ノ権利ヲ行使スベキ者」の指定及びその旨の会社に対する通知を欠く場合には、特段の事情がない限り、株主総会決議不存在確認の訴えにつき原告適格を有しないこと、株式を準共有する共同相続人間において商法203条2項にいう「株主ノ権利ヲ行使スベキ者」の指定及びその旨の会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されているときは、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するとしたものです。

6 投資信託について

最高裁第三小法廷平成26年2月25日判決・民集68巻2号173頁は、

① 委託者指図型投資信託という類型の投資信託について

「委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律2条1項)に係る信託契約に基づく受益権」について、「この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権(同法6条3項)という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権(同法15条2項)等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」と判示し、

② 外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権について

「外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり(投資信託及び投資法人に関する法律2条22項)、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。」と判示し、

③ 個人向け国債について

「本件国債は、個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており(同令3条)、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金(同令6条)も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

とし、相続により当然には分割されないことを明らかにしています。

4 使用貸借について

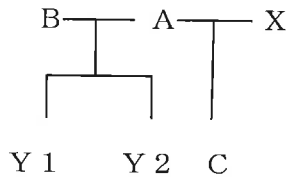
遺産である不動産に、相続人が居住している場合、使用貸借が存在し、使用貸借の評価分を不動産の評価から減価すべきではないかが問題となります。

この点、最高裁平成8年12月17日判決・民集50巻10号2778頁が被相続人と同居する相続人が相続開始時に取得する使用借権は、遺産分割時まで存続するものとしている点が問題です。

この事案自体は、ほかの相続人からの明け渡し請求に関する裁判で、配偶者の居住権を保護した事例であることの留意が必要です。

事例 1 遺産分割審判になった事例(後妻と先妻との間の子との争い)

状況



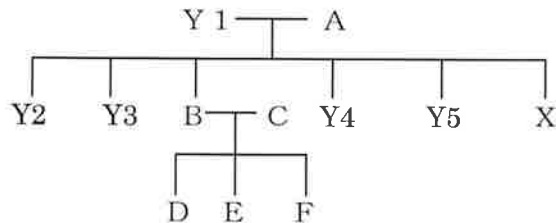
Aさんは、先妻のBさん(Bさんとは死別)との間に子どもが2名あり、Xさんと再婚、Xさんとの間にCさんという子どもがいました。Aさんが亡くなり、相続人のX、Y1、Y2、Cさんとの間でAさんの遺産の相続問題が発生しました。

Aさんは公正証書遺言で所有不動産を除く年金をXさんに相続させる遺言を作成していました。Aさんの財産である所有不動産にはXさんがAさんの生前から現在に至るまで居住しています。

- Q1 CさんはXさんの味方ですが、Xさんの立場でどのように関わっていくべきでしょうか？
- Q2 このような場合、Aさんは生前どのようにしておくべきだったのでしょうか？
- Q3 Y1、Y2さんらは、Xさんが公正証書遺言を知らせず、年金を自分のものにしたから、故意に隠匿したとして相続欠格である旨主張していましたが、このような主張は成り立つでしょうか？
- Q4 不動産評価について争いがある場合にはどのようにして処理されるでしょうか？
- Q5 遺産である不動産に、相続人Xさんが居住している場合、使用貸借はどのように評価されるでしょうか？

事例2 遺産分割審判になった事例

状況



Aさんは、妻Y1と、6人の子どもがあり、Bさんは、Aさんより先になくなっていて、D、E、Fの子ども(Aさんからみると孫)が3人いました。Aさんが亡くなり、相続人のX、Y1～Y5、D、E、Fとの間でAさんの遺産の相続問題が発生しました。

相続財産は不動産が複数と預貯金類がありました。

不動産の一部は、Xさんの夫の事業用地として使用されていました。

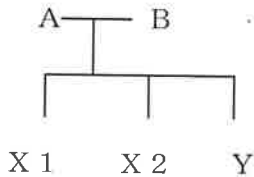
Q1 Xさんは、夫の事業に相続財産のうち、事業用地となっている部分を取得することを遺産分割の経済的目的としていました。結婚以来家計が同一で事業の経理を含め全ての金銭管理をしており、事業の開業準備や開業後の経営、金銭給付に関して夫は全てXと相談しながら行っていたという事情があるとき、夫の寄与行為はXさんの遺産分割に影響を与えるでしょうか？

Q2 Xさんの夫は、Aさん所有の不動産の固定資産税や所得税、市県民税を支払ってあげていましたが、これはXさんの遺産分割に影響を与えるでしょうか？

Q3 D、E、Fさん達は、自分達は相続財産は要らないといっていますが、どうしたらよいでしょうか？

事例3 贈与契約の不存在？

状況



Aさんは、Bさん(故人)との間に子どもが3人(X1, X2, Y)いました。Aさんが亡くなり、X1, X2, Yさんが相続しました。

Yさんは、生前にAさんが作成したという贈与契約の書面(以下本件贈与契約といいます)を根拠に、法定相続分での遺産分割を拒否しました。そこで、X1, X2さんは、本件贈与契約の不存在を求めて裁判を起すことにしました。

Q1 本件贈与契約の不存在又は無効の理由

本件贈与契約がAさんのほかの筆跡と比べて異なること(偽造文書の主張)、Aさんには生前認知症があつて入院歴があること、Yさんは、X1, X2さんとの間でAさんの生前に各250万円ずつを渡し、相続権利放棄書に署名押印させましたがそのときも本件贈与契約についての話がなかったこと(本件贈与契約は、放棄書と近接した時期に作成されています)、その後のAさん死亡直後にも本件贈与契約の話はなく、遺産分割協議の話のみに終始したこと、その4ヶ月後の話し合いでも本件贈与契約の話はなく、各250万円ずつを交付しているとの話しかなかったこと、Yさんに代理人がついたあと本件贈与契約の存在がはじめて明らかにされましたが、当弁護士からの開示請求にもかかわらず本件贈与契約は開示されなかったこと、当弁護士から遺産分割調停を申し立てたところ、作成から9年以上を経過した時点ではじめて、X1, X2さんらに本件贈与契約が開示されたことというこれまでの経緯を根拠にして裁判を提起しました。

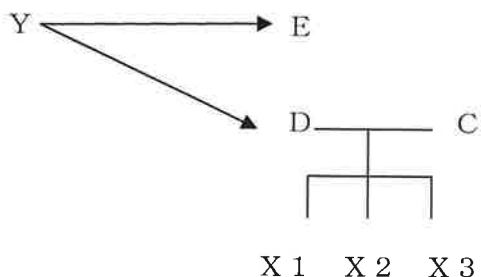
このような主張は認められるでしょうか？

Q2 Yさんが、X1, X2さんとの間でAさんの生前に各250万円ずつを渡し、相続権利放棄書に署名押印させていますが、X1, X2さんらの権利は亡くならないのでしょうか？

Q3 筆跡が異なるという主張が出た場合、どのようにして真偽を判断するのでしょうか？

事例4 借金の相続

状況



YさんはEさんに1000万円のお金を貸し、Dさんがその連帯保証人になっていました。Dさんは、お亡くなりになり、子供のX1～3が相続しました。

Dさんは、生前定職に就かずギャンブルに熱中し家庭内のいさかいが絶えなかつたため、X1は家出、亡Dの妻CもX2、X3を連れて家出して、以後はDさんとの間に親子間の交渉が全く途絶え、約10年間も経過したのちに本件連帯保証契約が締結されました。その後、Dさんは、生活保護を受けながら独身で生活していました。

Dさんが亡くなり、死亡の事実は、すぐにX1～3も知りました。Dさんが亡くなって半年位してから、YさんからX1～3に請求が来て、Dさんが連帯保証していたことを知りました。

Q1 X1～3さんは、Dさんが連帯保証した貸し金を支払う必要があるでしょうか？

Q2 払わないでよいような手段がありますか？

Q3 Dさんが、生活保護を受けているような人物ではなく、不動産を複数所有していて、その不動産をX1～3さんが既に自分に名義変更してしまった後、連帯保証した貸金の存在が発覚した場合はどうでしょうか？

Q4 預金の一部を使った場合はどうでしょうか？

Q5 どこにどれだけ債務が分からないような場合、X1～3達はどうしたらよいでしょうか？